

資料 4

史跡仙台城跡整備基本計画中間案に関するパブリックコメントを踏まえた主な修正点

頁	内 容
14	「本丸会館裏の小山」は、青葉城本丸会館西側にある一般に「天守台」と呼称される部分を指していることから、場所が明確になるよう「青葉城本丸会館西側の小山（天守台）」と修正
27 (図 2 - 13)	現状の動線を踏まえ、本丸南側駐車場（宮城懸護国神社）から本丸跡北東部までの動線を地図上に追記
47、94	関連歴史資産に関する課題を明確化するため、説明文の記述を修正
64、65	テニスコート駐車場として利用されている区域の今後の整備等の対応方針を明確化するため、表中の説明文の記述を修正
79	モデルコースのコース名を分かりやすいものに修正
91	翼門登城路の地形復元を行う場合の市道の取り扱いにかかる記述部分について、同じく市道である大手門登城路も含めた記述となるよう、記載内容を整理
96 (図 7 - 36)	仙台城跡の整備に際しては土地所有者との協議・連携が必要であることから、連携先である関係機関に土地所有者を追記

なども多く混じります。これらの森林の一部は、東北大大学に移管される以前は薪炭林として間伐されたところもあったようですが、植物園として保護された結果、現在では本来の植生がよく回復しています。カヤラン、マツラン、ノキシノブ、ヒメノキシノブなどの着生植物が豊富に見られることも森林の発達状態の良さを物語っています。林床にはスズタケ、ヒメノヤガラ、ムヨウラン、ユウシュンラン、オヤリハグマ、センダイトウヒレン、ヒメシャガ、サクラソウ、オオケタネツケバナ、ミズ、ウワバミソウ、ニッコウネコノメ、ヤマネコノメソウなどがみられます。

コケ植物は、地上生の種類も樹幹上を覆うものも、本沢では種類、量ともに豊富です。

イ. 本丸跡 宮城縣護國神社境内地・本丸広場

本丸跡は人手がかなり入っており、本丸会館裏の小山青葉城本丸会館西側の小山（天守台）にやや自然の景観が残されているにすぎません。この小山をはじめ、神社境内地には以下の植物が確認できます。

スギ、ケヤキ、イヌシデ、コナラ、アカガシ、シロダモ、モミ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、イタヤカエデ、サクラ、タカオカエデ、ヒノキ、サンゴジュ、ネズミモチ、アセビ、ホオノキ、ヤブラン、アズマザサ、アズマネザサ、ウラシマソウ、ヤブコウジ、ヤブラン、ジャノヒゲ

ウ. 本丸石垣

ノキシノブ、ヒメユキシノブ、ユキノシタなどが着生しています。

エ. 本丸から川内への市道沿い

アカマツ、スギ、ヒノキが植栽されるほか、ケヤキやモミも残っています。夏にはウバユリが林立します。

オ. 東丸（三の丸）跡

この地域の大部分が博物館の敷地となっており、自然の植生がほとんど残っていません。

（五色沼周辺・博物館裏）アカマツ、アカシデ、シロヤナギ、エノキ、ヤマグワ、オニグルミ、シロダモ、コナラ、ネムノキ、ケンポナシ、ミズキ、ヤブデマリ、オオイタドリ、ヤブコウジ、リュメンシダ、オオケタネツケバナ

（植林されたもの）ヤマザクラ、ソメイヨシノ、トチノキ、スギ

カ. 川内・追廻

この地域の大半は人為的な環境であり、在来種のほかに街路樹、園芸植物、帰化植物などが多くみられます。コケ植物でも人為的影響が強く、自然植生と違った種がみられます。千貫沢には、胸高直径60cmにおよぶモミやケヤキを交えた小規模な林が残っています。

（街路樹）メタセコイヤ、ヒマラヤスギ、ユリノキ、サクラ類、ポプラ、ヤナギ類、ケヤキ

（住宅地・路傍）オオイヌノフグリ、ヒメオドリコソウ、オランダミミナグサ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、ノボロギク、スズメノカタビラ、タチタネツケバナ、カモガヤ、イヌムギ、ヒメムカシヨモギオオアレチギク、ヒメジョオン、サギゴケ、ヤブタビラコ、オニタビラコ、チチコグサ、ヤマイ、クサイ、ヒメクグ

（川内記念講堂裏の沢）モミ、ケヤキ、スギ、シラカシ、シロダモ、カヤ、イヌツゲ、アオキ、アズマザサ、ツルマキ、キヅタ、オドリコソウ、タネツケバナ、ネコノメソ

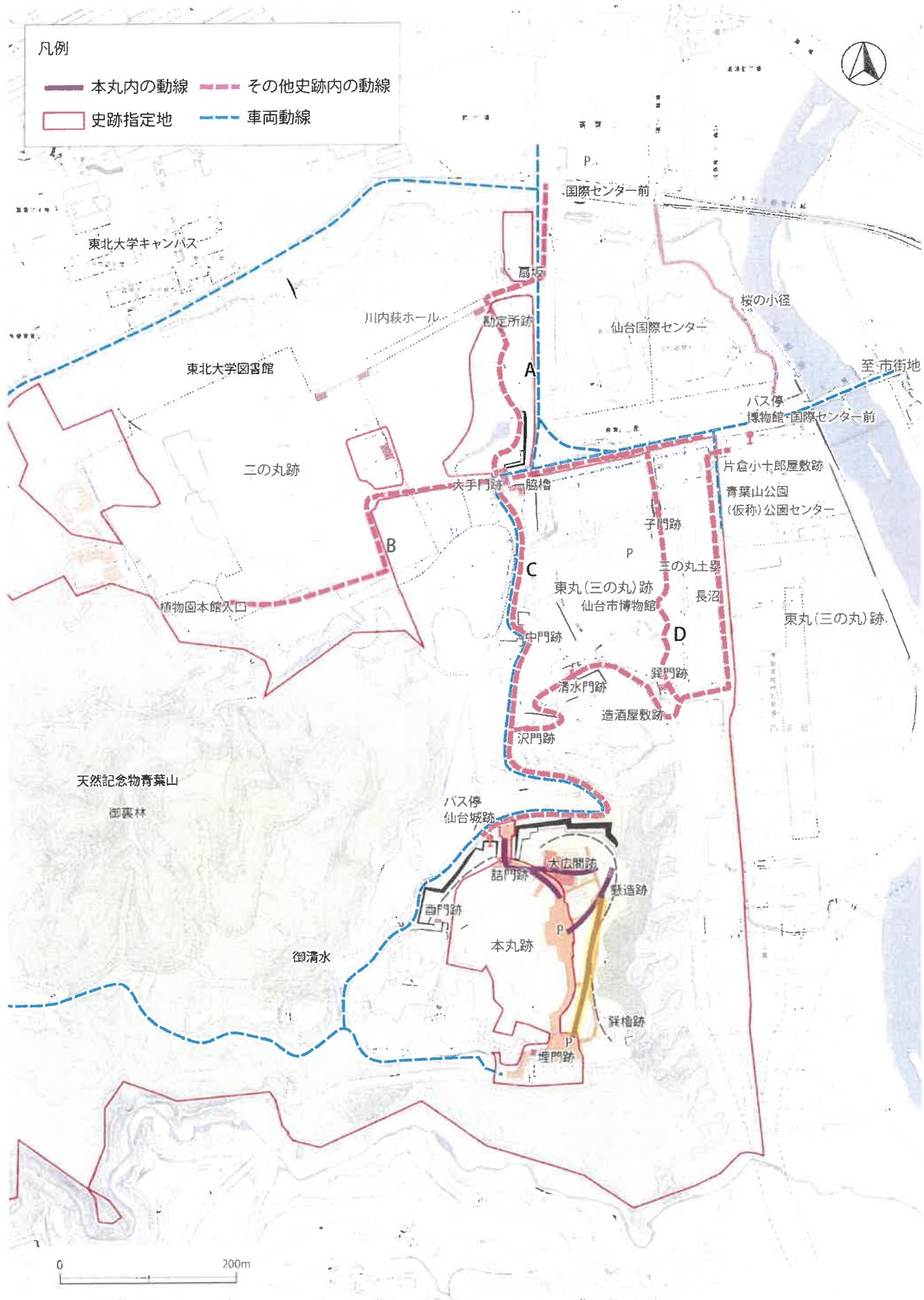


図 2-13 現状の仙台城跡内の動線

5-2 広域関連整備の現状と課題

仙台城跡を中心とした半径5～6kmの範囲には、経ヶ峯伊達家墓所や石切丁場推定地といった、仙台城跡に深い関わりをもつ歴史資産（以下「関連歴史資産」という。）がおよそ18箇所あります（第2章参照）。また、このうち陸奥国分寺薬師堂（国重要文化財）や大崎八幡宮（国宝）は、仙台城跡とともに日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の主要構成要素となっています。ここでは、これらを仙台城跡における広域関連整備の対象として、下記の通り現状と課題を整理します。なお、これらの関連歴史資産との連携経ヶ峯伊達家墓所や石切丁場推定地に加え、仙台城跡とともに日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の主要構成要素となっている陸奥国分寺薬師堂（国重要文化財）や大崎八幡宮（国宝）といった、仙台城跡に深い関わりをもつ歴史資産（以下「関連歴史資産」とします。）がおよそ18箇所あります（第2章P.23参照）。これらの関連歴史資産は仙台城跡と連携した具体的な活用が十分に図られていないため、更なる連携と活用を目指し広域関連整備の対象として下記の通り現状と課題を整理します。なお、これらの関連歴史資産との連携と活用については「7-10 公開・活用に関する計画」P.92～95に記載します。

（1）関連歴史資産の周知にかかる現状と課題

- ①仙台城跡と関連歴史資産を巡るきっかけとなるストーリーや解説が不足しており、存在の周知と一体的な回遊が図られていません。そのためストーリー付けや解説施設の設置およびその周知を徹底する必要があります。
- ②仙台城関連歴史資産に関する各種パンフレットは、関係機関や関係者等がそれぞれの視点で作成・配置しており、統一感や内容の一貫性が取れない場合があります。そのため、パンフレット作成等における周知状況や内容の共有、情報の補完による、各機関等との連携を図る必要があります。

（2）関連歴史資産を巡るコース等にかかる現状と課題

仙台観光国際協会や、隣県の自治体で構成される伊達な広域観光推進協議会等により、主要な関連歴史資産を巡るモデルコースが複数設定されていますが、公共交通機関では来訪しにくい箇所もあり、複数の移動手段を利用した広域な関連歴史資産を巡るためのモデルコースが設定されていません。そのため、関連歴史資産を効果的に回遊するための広域なモデルコースを関係機関と連携して設定する必要があります。



図5-1 るーぷるバス



図5-2 DATEBIKE(レンタサイクル)駐輪場

F 崖地整備ゾーン

自然地形を利用した山城的性格を持つ城郭としての景観の理解を深めるゾーンです。遺構保存と景観保全の面から、本丸跡周辺の崖地保全の整備を行います。

(3)追廻原整備区域
⑩崖地整備区域
本丸跡東側の自然崖地、広瀬川とその支流である竜の口渓谷の自然崖からなる区域です。これらの中には本丸の防衛上の機能を果たしていました。藩政期には、広瀬川が本丸東側の崖下を通っていましたが、現在は河道部分(図2-9 P22 参照)は公園として利用されています。

崖地整備ゾーン

本丸跡東・南側、広瀬川とその支流である竜の口渓谷の自然崖からなる区域です。これらの自然地形は本丸の防衛上の機能を果たしていました。藩政期には、広瀬川が本丸東側の崖下を通っていましたが、現在は河道部分(図2-9 P22 参照)は公園として利用されています。

追廻原整備区域

本丸跡東側の自然崖地、広瀬川とその支流である竜の口渓谷の自然崖からなる区域です。

これらの自然地形は本丸の防衛上の機能を果たしていました。藩政期には、広瀬川が本丸東側の崖下を通っていましたが、現在は河道部分(図2-9 P22 参照)は公園として利用されています。

崖地整備ゾーン

本丸跡東側の自然崖地、広瀬川とその支流である竜の口渓谷の自然崖からなる区域です。

これらの自然地形は本丸の防衛上の機能を果たしていました。藩政期には、広瀬川が本丸東側の崖下を通っていましたが、現在は河道部分(図2-9 P22 参照)は公園として利用されています。



本丸東側崖地 (1)



竜の口渓谷崖地



本丸東側崖地 (ドローン撮影)



本丸東側崖下の駐車場



本丸跡東側の自然崖地



本丸東側崖下の駐車場

整備区域	本質的価値を構成する要素	整備の現状と課題	整備等の対応方針
⑪追廻原整備区域	史跡指定地内にテニスコート用の駐車場が設置されており、利用状況として望ましい状態ではない。	→当面はテニスコート用駐車場として維持し、将来的な取扱いについては関係部局と検討する。	
⑫崖地整備区域	絵図により本区域に存在したと考えられる鹿や河道との境界等が不明である。	→計画的に動線設定とサイン等の整備を実施する。	→城の防御施設である崖面を来訪者が安全に見学できるよう、動線設定とサイン等の整備を目指す。
⑬崖地整備区域	崖地の崩壊が進むことにより、遺構の滅失や来訪者の安全性への影響が懸念される。	→崖地補強工事の範囲や工法について検討する。	→崖地の崩壊が進むことにより、遺構の滅失や来訪者の安全性への影響が懸念される。
⑭崖地整備区域	崖地の一部としての自然地形	崖地の崩壊が進むことにより、遺構の滅失や来訪者の安全性への影響が懸念される。	→遺構保護・本質的価値の顕在化・眺望確保に向けた、植生修景方針に基づく修景(植生)を継続的に行う。

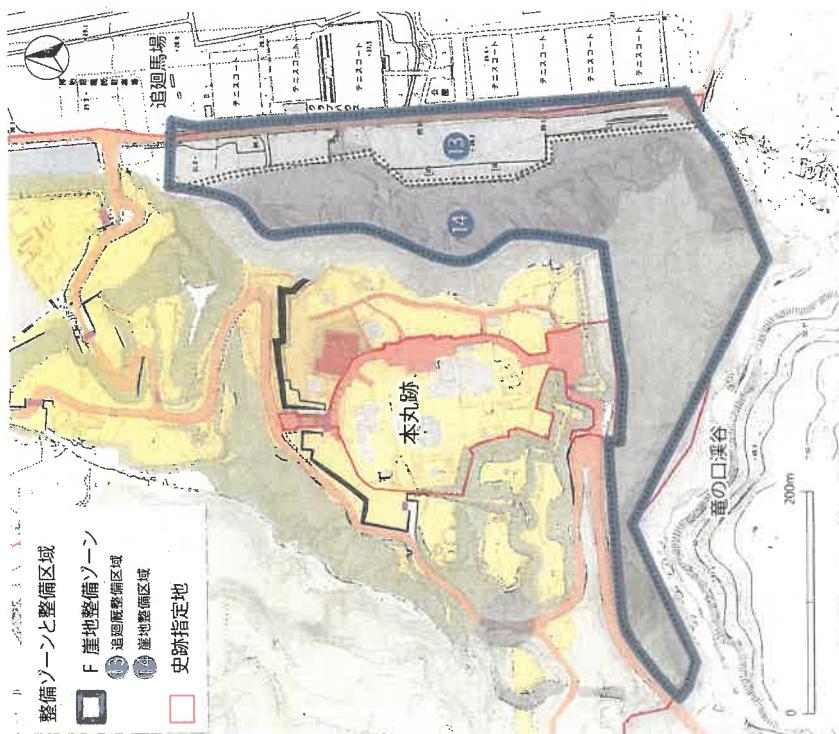


図7-7 F 崖地整備ゾーン

令和元年度の仙台市を訪れた観光客入込数は、約2,100万人を数えます（『仙台市観光統計基礎データ』より）。来訪者は主に飛行機・鉄道・自動車を利用して訪れています。

一方、これまで仙台城跡の来訪者の多くは、交通手段の関係から本丸跡に直接訪れてしまうことと、登城路や二の丸跡、東丸（三の丸）跡等の整備が進んでいない等の理由により一部区域の見学で終え、仙台城跡の本質的価値の理解を得られていないと考えられます。そこで、城内の回遊性向上を図り、来訪者に仙台城跡の姿や本質的価値を周知するため、ここでは二つの大手道（築城期の翼門ルートと近世期の大手門ルート）の歴史的意味付け（ストーリー付け）を重視した各見どころを経由し、途中の施設との連携が図れるような回遊モデルコースを検討します。

なお、本節に關係する、修景（植生）やサイン等の案内・解説施設、休憩施設等の便益施設は、それぞれ「7-4 修景に関する計画」、「7-7 案内・解説施設に関する計画」、「7-8 便益施設に関する計画」で内容を述べることとします。

（1）回遊モデルコースの設定

仙台城跡の各整備が完了したことを想定し、仙台城跡の本質的価値や整備について理解を得るための回遊モデルコースを設定します。

回遊モデルコースとは、仙台城跡の魅力をより一層周知し、理解を得るために推奨する見学ルートのことを指します。仙台城跡における回遊モデルコースは、アクセス拠点から各ガイダンス施設等を経由して3つの「基本コース」を歩き、本丸跡を回遊するものを基本とします。また、仙台城跡の地形や水利システムについて体感できる「理解を深めるコース」は、距離と所要時間も長くなることが想定されるため、「基本コース」を補足するコースとして、散策可能な来訪者のみに推奨します。なお、決まった復路は示していませんが、往路と別のコースを選択し楽しむことができます。

これら回遊モデルコースは、仙台城跡の更なる理解促進のためガイド団体（仙台城ガイドボランティア会等）と散策することができるよう協議や検討を進めます。

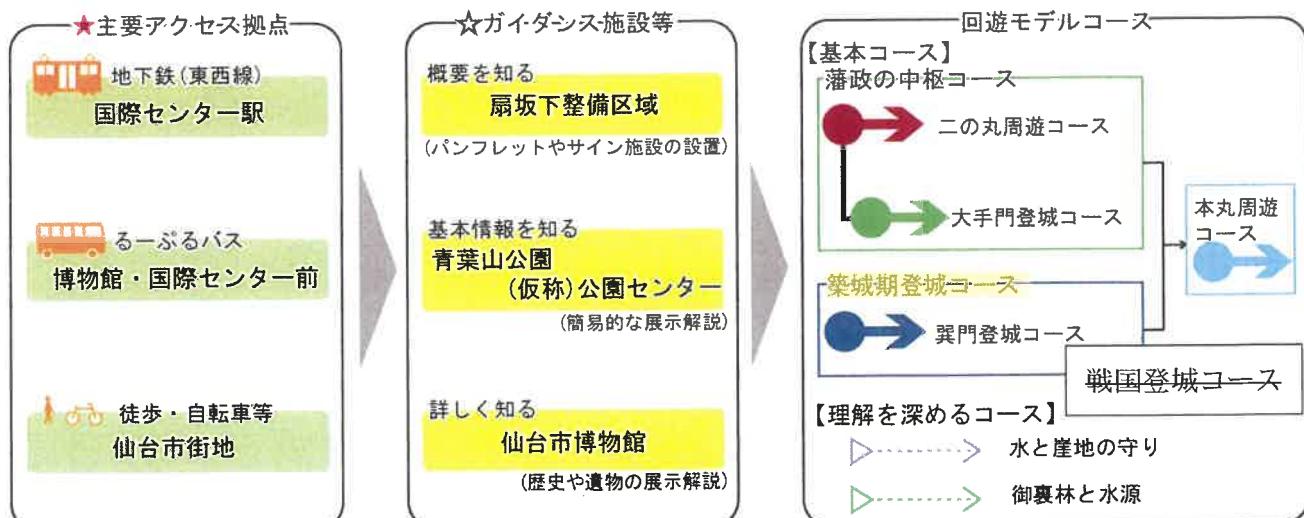


図 7-17 主要アクセス拠点から回遊モデルコースへのイメージ図

を受けています。どちらの登城路も現状市道として機能しているため、当面は現状維持とします。登城路の完全な地形復元に際しては、廃道の手続き等が必要となります。が、登城路の整備に際しては、市道の取扱いについて関係機関・部局と協議を行います。巽門登城路は、発掘等の調査を行った後、遺構表示や一部の地形復元などの整備を行います。土壘は、盛土による遺構表示を行います。

そのほか仙台市博物館裏手の石垣が残る法面は、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域に指定されており、遺構が失われる恐れがあるため、法面保護等による地形保全および遺構保護を行います。

(2) 地形保全のための排水機能の確保

来訪者にとって快適な城内環境を整備するため、大雨時の詰まりと路面の流水等の防止に留意した排水施設を設け、定期的な清掃などによる維持管理に努めます。

特に、巽門跡から沢門跡への登城路の側溝と本丸東側の一部の側溝は、枯葉や土により目詰まりが常態化しているため、有蓋側溝へ取り換える等、早期の対応を行います。また、造酒屋敷跡は、曲輪西側の崖面の湧水により一部湿地状となっているため、適切な排水施設を設け、乾陸化を図ります

さらに、大雨時に溢水する箇所が史跡内に数か所あるため、適切な排水施設を設けます。



図 7-32 目詰まりしている側溝



図 7-33 造酒屋敷跡の湿地状部分



図 7-34 溢水の様子

(2) 関連歴史資産との連携に関する計画

本節で対象とする関連歴史資産は、仙台市内における史跡仙台城跡を補完する歴史資産と、宮城県内における日本遺産「政宗が育んだ“伊達な”文化」を構成する文化財のうち主要なもの(仙台城跡を補完する歴史資産と重複する物を除く)とします。仙台城跡の周辺には、本計画の「第2章 計画地の概要」でまとめたように、経ヶ峯伊達家墓所や大崎八幡宮等の「仙台城跡を補完する歴史資産」が多数存在しますが、具体的な活用が十分に図られていません。これらの文化財について史跡仙台城跡と連携した整備・活用を図り、市民及び来訪者の理解・関心を促進し、市内の回遊性と、仙台城跡を中心とした歴史資産の魅力を向上させます。さらに、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」の構成文化財との連携も図り、国内外への積極的な発信と、整備・活用を行うことで、地域全体の活性化を目指します。

①関連歴史資産の対象

本節で対象とする関連歴史資産は、仙台市内における史跡仙台城跡を補完する歴史資産と、宮城県内における日本遺産「政宗が育んだ“伊達な”文化」を構成する文化財のうち主要なもの(仙台城跡を補完する歴史資産と重複する物を除く)とします。

※「仙台城跡を補完する歴史資産」の一覧はP.107~111を、詳細位置図はP23(2-2-(4))を参照



図7-35 関連歴史資産の位置図（地理院タイルに方位、スケールバー、関連歴史資産の位置を追記）

②連携に関する計画

前述した歴史資産を効果的に活用し、広域的な回遊性の向上と地域活性化に寄与するため、関連歴史資産および関係部局、関係機関等と連携し適切な整備を検討します。

7-11 管理・運営に関する計画

仙台城跡の管理・運営については、様々な部局および機関が関わっています。基本的には、史跡の管理団体である仙台市が主体となり関係機関および市民活動団体との連携のうえ、管理・運営を行います。



図 7-36 管理・運営の体制

また、今後史跡の実態を解明する各種調査の実施や、史跡をより効果的・効率的に整備するとともに保存・活用を図るにあたっては、関係部局・機関との連携を図ります。

文化財部局では、史跡の日常的な管理・点検等を適切に実施し、遺構の変形や損傷、植生や施設の状態を把握することで早急な対応を図り遺構保存と来訪者の安全確保に努めます。また、自然災害や事故等における危機管理についても早急かつ適切な対応に努めます。

(1) 危険箇所の把握

本丸跡東側崖の崩壊や、来訪者の安全もしくは遺構保護に影響を及ぼす植生について、定期的な巡回による状態把握を行います。また、避難経路や災害時の設備についても点検を行います。特に地震や大雨等の自然災害発生後は、関係機関と情報共有し、速やかに危険箇所の発生状況を確認します。

(2) 整備済み施設の状況把握

史跡指定地内で既に整備されているサイン施設や遺構表示等の各施設について、定期的な巡回によって、劣化や不良、そのほかの異常がないか状態把握を行います。